

## 税理士法第 8 条第 1 項第 10 号に規定する研修の指定の公告

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 8 条第 1 項第 10 号に規定する研修を昭和 60 年 6 月 20 日次のとおり指定したから、税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 3 の規定により公告する。

昭和 60 年 6 月 27 日

税理士審査会会長 木下 和夫

総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）第 126 条に規定する自治大学校（中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成 12 年政令第 314 号）による廃止前の自治省組織令（昭和 27 年政令第 381 号）第 37 条に規定する自治大学校を含む。）における総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）第 86 条に規定する税務専門課程に基づく「税務専門課程会計コース（自治大学校校則の一部を改正する訓令（平成 26 年総務省訓令第 2 号）による改正前に実施された税務専門課程税務会計特別コース、中央省庁等改革に伴い自治省関係省令等を廃止する省令（平成 12 年自治省令第 45 号）による廃止前の自治大学校組織規程（昭和 28 年総理府令第 68 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する税務専門課程税務会計特別コース並びに自治大学校組織規程の一部を改正する省令（昭和 60 年自治省令第 8 号）による改正前に実施された税務専門課程税務会計特別コース（昭和 61 年度以降実施の簿記会計学特別通信研修を修了した場合に限る。）を含む。）」